

# 一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部運営細則

一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部規約準則第4条の規定に基づき、一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部運営細則を次のとおり定める。

平成24年1月4日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部  
支部長 宇都宮 保

## 一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部運営細則

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部(以下「支部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 入退会及び会費

#### (入会及び退会手続き)

第2条 支部の通常会員になろうとする者は、「入会申込書」により支部長に提出し、定款並びに支部規約準則第6条の規定により支部总会等の承認を経て、「入会申込に関する意見書」を添えて一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長に提出しなければならない。

2 会員の住所・会社名・代表者・電話番号・役職等の変更があった場合は、「会員変更届」により支部経由の上、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長に提出しなければならない。

3 退会する場合は、「退会届」により支部経由の上、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長に提出しなければならない。

#### (会 費)

第3条 支部通常会員及び支部賛助会員は、支部規約準則に基づき支部会費を納入しなければならない。

### 第3章 支部長三役会議

#### (三役会議)

第4条 支部長は、必要の都度、副支部長及び専務理事と懸案事項について事前協議を行うことができる。

2 支部長は、必要により各部会長などの出席を求めることができる。

#### 第4章 専務理事の権限

(職務権限)

第5条 専務理事は、支部長の命を受け支部の事業及び運営に対する総合的な企画及び管理に当るほか、関係機関・団体との連絡協調を図り、支部の円滑な運営に努めるものとする。

#### 第5章 事務局

(事務局職員)

第6条 支部規約準則第24条に定める事務局には、事務局長のほか次の職員を置くことができる。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 部・課長(所長) | 若干名 |
| (2) 係長・主任    | 若干名 |
| (3) 書記       | 若干名 |

2 前項に定める職員のほか、嘱託職員または臨時職員を置くことができる。

(事務局職員の職務権限)

第7条 事務局長は、専務理事の指揮を受けて事務局を統轄し事務を掌理するものとする。

- 2 部・課(所)長は、上司を補佐して所掌事務を分掌処理するほか、部下職員を指導監督するものとする。
- 3 上記以外の職員は、上司の命を受けて担任業務に従事するものとする。

#### 第6章 専決・代決等

(専決)

第8条 専務理事は、次に掲げる事項について専決することができる。

但し、あらかじめ支部長が指定した重要な事業の執行を除くものとする。

- (1) 収支予算書に基づく予算の執行に関すること。
- (2) 職員の定例的な諸願届の処理に関すること。
- (3) 職員の会務のための出張命令に関すること。
- (4) 他機関・団体等に対する照会及び回答に関すること。
- (5) 前号までに掲げるもののほか、支部長から予め委任された事項に関すること。

(代決)

第9条 専務理事が不在で急を要するときは、事務局長が前条の事項を代決

することができる。

## 第7章 雑 則

第10条 支部の役員及び部会・委員会の委員等は、他の団体との兼務を妨げない。

第11条 この細則に定めるもののほか、支部の運営及び事務職員の人事・運用等に関し必要な事項は別に定めることができる。

## 附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

# 入 会 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会

会 長 \_\_\_\_\_ 殿

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ ㊟

代表者 \_\_\_\_\_ ㊟

今般、一般社団法人日本自動車販売協会連合会の活動趣旨に賛同し、通常会員として入会の申し込みを致します。

なお、貴連合会への入会に当っては、自販連倫理綱領を尊重するとともに、会員として下記の義務等を適正に履行致します。

- (1) 会費を滞りなく納める。
- (2) 各種調査に協力する。
- (3) 本・支部会議に積極的に出席する。
- (4) 自販連決議事項を遵守する。

◎入会申込に関する意見書、会員調査票、支部理事会(総会)議事録添付。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

会 長 \_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 支部

支 部 長 \_\_\_\_\_ ⑩

## 入会申込に関する意見書

標記について定款第6条並びに支部規約第6条の規定により下記の通り  
加入についての意見を添えて申し込みます。

### 記

1. 入会申込者 住 所 \_\_\_\_\_  
会 社 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

加入を決定した  
2. 支部理事会開催日 平成 年 月 日 (議事録添付)  
(総会)

3. 支部加入年月日 平成 年 月 日

(注) 支部加入日をご記入下さい。本部加入日は、加入を承認された理事会(常任理事会)  
開催月の1日付となります。

4. 支部意見

1) 上記の入会申込者は、「会員の入会条件」に適合している。

2) 支部総会・理事会・ \_\_\_\_\_ で、全員一致加入を承認した。

3) \_\_\_\_\_

4) \_\_\_\_\_

(注) 2) については承認会議を○印または記入してください。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会  
会 長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者 \_\_\_\_\_ 印

### 会 員 変 更 届

平成 年 月 日付をもって  
住所  
会社名  
代表者  
電話番号  
役職  
メールアドレス  
その他  
が下記の如く

変更となりましたのでお届け致します。

#### 記

新	(フリガナ)	
	郵便番号	(生年月日：19 年 月 日)
	(メールアドレス)	
旧	(フリガナ)	
	郵便番号	(生年月日：19 年 月 日)
	(メールアドレス)	

- ※ 住所変更の場合は、郵便番号もご記入下さい。
- ※ 代表者変更の際には、新代表者の生年月日、役職（「代表取締役社長」等略さず）も記入。
- ※ メールアドレスに変更があった場合は、旧メールアドレスも必ず記入して下さい。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

会 長 \_\_\_\_\_ 殿

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_ ⑩

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

## 退 会 届

今般下記理由により平成 年 月 日付をもって貴会を退会  
致したくお届けいたします。

### 記

退会理由： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

支部意見： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_